

2022年6月17日最高裁判所第二小法廷は、福島第一原発事故における国の損害賠償責任を認めない判決をしました(最高裁6.17判決)。

私たちノーモアフクシマ・いわき市民訴訟では、この最高裁6.17判決を覆すべく、2023年3月10日に仙台高裁判決に臨みましたが、結論においては残念ながら6.17最高裁判決に追随して国の責任を否定する判決でした。

国は原子力の平和利用をうたい、国策として原子力開発を推し進めてきました。その原発で事故が起きて国は責任を取らなくてよいのでしょうか？過去の責任の否定は、将来の義務の放棄です。こんなおかしなことが許されてよいはずがありません。



事故の影響で人が来なくなった四倉海水浴場

「二度と福島第一原発事故を繰り返してほしくない」。それが被害者の共通の願いです。同じ惨禍を引き起こさせないためには、国に原発事故に対する法的責任があることを認めさせる必要があります。

それを実現できるところのひとつが「裁判所」です。いわき市民訴訟仙台高裁判決において正されなかった最高裁6.17判決の誤りは、最高裁自身で正されなければなりません。

私たちは、最高裁6.17判決を覆す判決を勝ち取ります。そのためには、全国の多くの市民の声による世論が必要です。

みなさまに お願いしたいこと

「ノーモア・フクシマ」の声を
全国の市民から

1

団体署名にご協力ください

2

この問題をSNSで拡散してください

以下のハッシュタグ(#)をつけて、発信・拡散してください。

「署名に協力した」「最高裁ひどい！」でOK!

ハッシュタグ #ノーモアフクシマ

#NO MORE FUKUSHIMA

#6.17最高裁判決を覆そう

3

学習する機会を設けてください

学習会には講師を承ります。

また、現地ツアーをご希望の場合は、

お気軽にお申し出ください。

ご相談しながら、

現地ツアーの企画・運営をお手伝いします。

連絡先

ノーモアフクシマ・いわき市民訴訟原告団
東京事務局

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-3
サニーシティ新宿御苑10F 公害総行動センター内

Tel : 03-6380-5442

Fax: 03-3352-9476

「防げた原発事故を
防がなかった」
国に責任はないの!?

最高裁
6・17判決って
おかしくない!?

原発事故の国の責任を否定した



最高裁6.17判決 なぜおかしい？

Q どうして最高裁6.17判決は国の損害賠償責任を認めなかったのですか？

A 最高裁は、仮に国が東電に安全対策を要求し、東電がそれに応じたとしても、3.11の地震・津波は防潮堤を超えて襲来し原発を浸水してしまったらうから、事故を回避することができなかったのに国に責任はないと判断しました。しかし、最高裁は、そのように判断した理由をほとんど説明していません。国の責任を否定する結論ありきの判断です。ただ一人、三浦最高裁判事は、国の責任を認める少数意見を書きましたが、その論旨は説得的です。

Q 本当に福島第一原発事故は回避できなかった事故なのでしょうか？

A 全国各地の地裁・高裁の判決の中でも、国は事故を予見することができ、浸水を防ぐための防潮堤や水密化といった事故対策をすべきであったこと、対策をとっていれば事故を回避できた可能性は相当高いことを指摘するものが多数あります。政府、国会、東電等各事故調査委員会の報告書でも「防げなかった事故」と結論付けるものはありません。「防げなかった事故」とする最高裁の判断は常識に反してはいるのではないのでしょうか。

やるべきことをやっていなかった国の責任を否定した最高裁6.17判決は、被害者はもとより国民にも到底受け容れられる内容ではありません。

Q 最高裁の判断なのだから正しいといえるのでしょうか？

A 最高裁は、日本の司法制度における最終的な判断を示す裁判所ですが、原判決が適法に確定した事実拘束されるというルールがあります(民事訴訟法321条1項)。最高裁自らが原判決と異なる事実を認定することは許されていません。ところが最高裁は、原発事故を回避する方法があったとした仙台高裁、東京高裁、高松高裁の確定した事実認定をことさらに無視して、最高裁自らが原発事故を回避する方法はなかったとの事実を認定しこれに基づいて国に責任はないとの判断を示しました。原判決の事実認定に拘束されるという民事訴訟法に違反した最高裁判決は正しいものとはいえません。

Q 最高裁が判決を出したのだからもうその結論を覆すことはできないのでしょうか？

A 最高裁判決であっても、別の事件について最高裁の判断と同じ判断をしなければならぬというものではありません。裁判官は独立して裁判を行うこととされているので、同種事件について別の訴訟で地裁・高裁判決において適法に確定した事実関係に基づく判断として、最高裁が一度出された結論とは異なる結論を出すことは可能です。

Q 国が責任を取らなくても電力会社が責任を取れば、被害は回復されるのでは？

A お金だけの問題でいえば、被害者の被害は回復される部分があります。しかし、法律上の責任がないとなれば、国は被害者の被害回復全体について真摯に向き合うことをしません。原発事故の責任は、地域社会の再建や、医療体制の確立、子どもたちへのケアなど、多岐にわたる政治的課題を果たすことを含みます。国に責任があるとの裁判所の判断は、そのための基盤として必要なのです。

Q 原子力規制委員会が安全性を審査しているのだから他の原発は安全なのでは？

A 国の規制機関が原発の安全性を審査していたというのは、原発事故前も後も同じです。規制機関が原子力事業者と一体となって安全規制を怠った結果、福島第一原発事故が引き起こされました。国も、3.11の教訓として、万が一にも原発事故が起これないように原発推進機関と安全規制機関とを分離し、新たな規制基準を定めるなどして原発の安全性確保に努めてきました。

しかし、最高裁6.17判決が原発事故についての国の責任を否定した後、岸田政権は、3.11の教訓をかなぐり捨てて、老朽化した原発の運転継続の道を開き、原発の新增設を推進する方向に原発政策を大転換しています。そこでは次の原発事故が起きることは想定されていません。再び福島第一原発事故のような事故が起きれば、今度は日本社会そのものの存在が危うくなる可能性もあります。